

大阪市民病院機構配置予定技術者調書の提出に関する取扱い要領

(趣旨)

第1条 この要領は、地方独立行政法人大阪市民病院機構（以下「本法人」という。）が発注する工事について、適正な施工の確保を徹底するため、競争入札及び比較見積（以下「入札等」という。）参加者に対し、所属する監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）のうち、当該工事を受注した場合に配置を予定する者（以下「配置予定技術者」という。）を記載した書類（以下「配置予定技術者調書」という。）の提出を求め、その確認等を行うための必要な事項を定める。

(対象とする入札等)

第2条 配置予定技術者調書の提出の対象とする入札等は、本法人が発注する工事請負に係る一般競争入札、公募型指名競争入札、指名競争入札及び本法人が必要と認める比較見積とする。

(提出を求める配置予定技術者調書)

第3条 提出を求める配置予定技術者調書は、別紙のとおりとし、次に掲げる事項を記載するものとする。

ア 工事名称

イ 入札等参加者名

ウ 配置を予定する監理技術者等の氏名

エ 資格・免許（登録番号）

オ 配置を予定する監理技術者等が過去に従事した工事経歴の概要

カ その他必要な事項

2 配置予定技術者調書記載の資格・免許及び雇用関係を証する書類等の写しを配置予定技術者調書に添付させるものとする。

(提出期限)

第4条 配置予定技術者調書の提出期限を次のとおりとする。

(1) 一般競争入札及び公募型指名競争入札

公告文、入札説明書又は公示文各項の定めによる。

(2) 指名競争入札及び比較見積

落札又は契約相手方（以下「落札等」という。）決定時とする。

提出がない場合は、落札等決定日翌日の勤務時間内に提出させるものとする。

ただし、落札等決定日翌日が本法人における執務の休日に当たるときは、その翌日（休日が連続するときは、休日最終日の翌日）とする。

(3) 上記(1)(2)により難い場合は、別途定めるものとする。

(配置予定技術者調書の確認等)

第5条 第3(2)に掲げるもののほか、当該工事の請負代金額（消費税及び地方消費税を含む。）が3,500万円以上（ただし建築一式工事は7,000万円以上）の場合は、以下に掲げる事項を確認するために必要な資料（以下「確認資料」という。）を、配置予定技術者調書と同時に提出させるものとする。

(1) 専任の確認

配置予定技術者の専任について疑義がある場合は、入札等参加者に対して改めて確認する。

(2) 直接的かつ恒常的な雇用関係の確認

常勤の自社社員（在籍出向者、派遣社員は認められない。）であり、かつ3ヶ月以上の恒常的な雇用関係を有する者であることを証するものの写しを求め、確認することとする。なお、一般競争入札及び公募型指名競争入札に付す場合にあっては入札公告又は公示文に定める日以前に、指名競争入札及び比較見積りに付す場合にあっては入札等の執行日以前に3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあることとする。

(確認資料等の取扱い)

第6条 第3(2)及び第5の規定により提出された確認資料等は、提出者に無断で他に使用しないものとする。

(配置予定技術者と契約後の通知に基づく監理技術者等の同一性)

第7条 契約後に本法人工事請負契約書第11条に基づく通知による監理技術者等は、配置予定技術者調書に記載されている者と同一人であり、かつ当該工事の元請会社に所属する者とする。ただし、以下に掲げる条件に該当し、やむを得ず変更せざるを得ないと本法人が認める場合はこの限りではない。なお、この場合は当初予定していた配置予定技術者に係る全ての条件を満たし、かつ当初予定していた配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならないものとする。

(1) 病気等の理由により監理技術者等としての職務の遂行ができないと判断された場合

(2) 当該監理技術者等が死亡した場合

(3) 当該監理技術者等が退職した場合

- (4) 当該監理技術者等が真にやむを得ない理由により転勤となる場合
- (5) 発注者の責により工期延期となる場合
- (6) 工期が2年以上の長期に渡る工事で1年以上の期間連続して監理技術者等として
従事した場合

(落札等決定の無効)

第8条 提出期限を過ぎても配置予定技術者調書の提出がない場合又は本法人の指示に従わない場合は、落札等決定を無効とする。

(その他)

第9条 同一年度内で繰り返し警告を行った場合は、大阪市民病院機構競争入札参加停止措置要綱による停止措置を行うことができる。

附 則

この要領は、平成26年10月1日から実施する。

附 則

この改正要綱は、令和元年5月1日より施行する。